

教科用図書検定規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）

（傍線の部分は現行基準から変更される部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 検定手続（第四条―第十三条）</p> <p>第三章 検定済図書の訂正（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条―第十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第五条 前条第一項の申請を行おうとする者は、別記様式第一号による検定審査申請書に、申請図書及び第十三条に規定する検定審査料を添えて文部科学大臣に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（教科書調査官による調査）</p> <p>第十一条 第七条、第八条第四項、第九条第二項、前条第二項又は第三項の場合において、教科書調査官は、申請図書に係る専門的な調査審議のために教科用図書検定調査審議会に提出される調査意見（第七条の検定</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 検定手続（第四条―第十二条）</p> <p>第三章 検定済図書の訂正（第十三条・第十四条）</p> <p>第四章 雑則（第十五条―第十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第五条 前条第一項の申請を行おうとする者は、別記様式第一号による検定審査申請書に、申請図書及び第十二条に規定する検定審査料を添えて文部科学大臣に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（新設）</p>

意見の原案をいう。第十八条において同じ。）を記載した資料その他の必要な資料を作成するため、申請図書について必要な調査を行うものとする。

(不合格図書の再申請)

第十二条 申請図書又は修正が行われた申請図書について、第七条又は第十條第二項若しくは第三項の検定審査不合格の決定の通知を受けた者は、その図書に必要な修正を加えた上、文部科学大臣が別に定める期間内に再申請することができる。

(検定審査料)

第十三条 (略)

第三章 検定済図書の訂正

(検定済図書の訂正)

第十四条 (略)

(検定済図書の訂正の手続)

第十五条 (略)

第四章 雑則

(検定済の表示等)

第十六条 (略)

(不合格図書の再申請)

第十一条 申請図書又は修正が行われた申請図書について、第七条又は前條第二項若しくは第三項の検定審査不合格の決定の通知を受けた者は、その図書に必要な修正を加えた上、文部科学大臣が別に定める期間内に再申請することができる。

(検定審査料)

第十二条 (略)

第三章 検定済図書の訂正

(検定済図書の訂正)

第十三条 (略)

(検定済図書の訂正の手続)

第十四条 (略)

第四章 雑則

(検定済の表示等)

第十五条 (略)

<p>(見本の提出)</p> <p>第十七条 (略)</p>	<p>(見本の提出)</p> <p>第十六条 (略)</p>
<p>(申請図書等の公開)</p> <p>第十八条 文部科学大臣は、検定審査終了後、別に定めるところにより、申請図書、見本、調査意見及び検定意見の内容その他検定の申請に係る資料を公開するものとする。</p>	<p>(申請図書等の公開)</p> <p>第十七条 文部科学大臣は、検定審査終了後、別に定めるところにより、申請図書を公開することができる。</p>
<p>(検定済図書の告示等)</p> <p>第十九条 (略)</p>	<p>(検定済図書の告示等)</p> <p>第十八条 (略)</p>
<p>別記様式第5号 (第15条関係) (略)</p>	<p>別記様式第5号 (第14条関係) (略)</p>
<p>別記様式第6号 (第15条関係) (略)</p>	<p>別記様式第6号 (第14条関係) (略)</p>
<p>別記様式第6号別紙 (略)</p> <p>(備考) 訂正理由の欄には、規則第14条第3項に該当することとなる理由を具体的に記入し、必要に応じ、当該訂正理由の説明に必要な資料を添えること。</p>	<p>別記様式第6号別紙 (略)</p> <p>(備考) 訂正理由の欄には、規則第13条第3項に該当することとなる理由を具体的に記入し、必要に応じ、当該訂正理由の説明に必要な資料を添えること。</p>
<p>別記様式第7号 (第17条関係) (略)</p>	<p>別記様式第7号 (第16条関係) (略)</p>